

## 10 労働時間

### (1) 1日の所定労働時間

**常用労働者（正社員）7時間48分，パートタイム労働者5時間44分**

常用労働者（正社員）の1日の所定労働時間は、平均7時間48分（前年7時間48分）となっている。1日8時間としている事業所は全体の50.4%である。（図9）

産業別では、「金融業，保険業」で、1日の所定労働時間が7時間27分となっており一番短い。

1日の所定労働時間は企業規模別では大きな差は見られない。

パートタイム労働者の1日の所定労働時間は、平均5時間44分（同5時間43分）となっている。（図10）

図9 1日の所定労働時間  
常用労働者（正社員）  
（N=557・事業所割合）

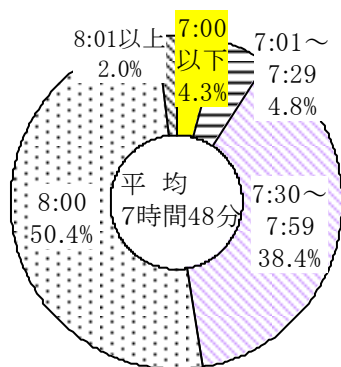
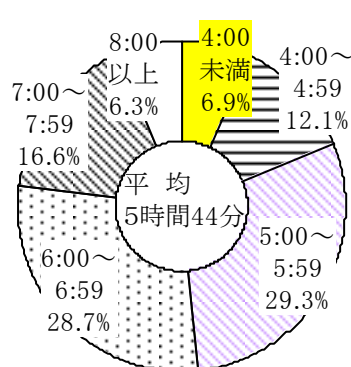


図10 1日の所定労働時間  
パートタイム労働者  
（N=331・事業所割合）



### (2) 1週の所定労働時間

**常用労働者（正社員）38時間58分，パートタイム労働者26時間30分**

常用労働者（正社員）の1週の所定労働時間は、平均38時間58分（前年39時間11分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の55.4%である。（図11）

また、パートタイム労働者の1週の所定労働時間は、平均26時間30分（同26時間51分）となっている。（図12）

図11 1週の所定労働時間  
 常用労働者(正社員)  
 (N= 545・事業所割合)

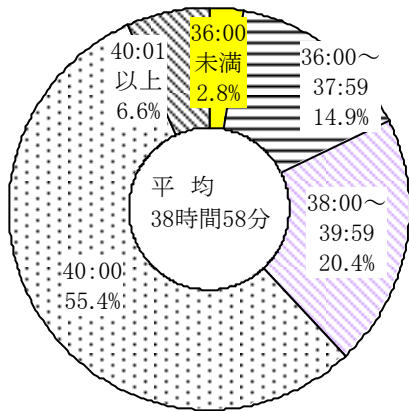
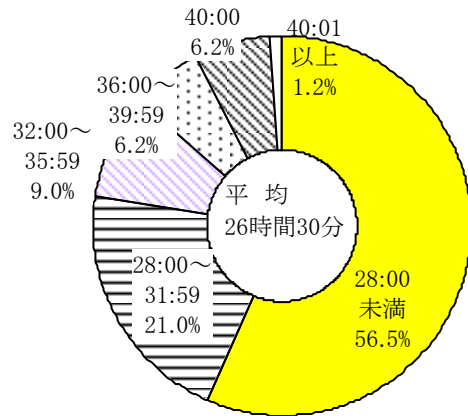


図12 1週の所定労働時間  
 パートタイム労働者  
 (N= 324・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

**常用労働者(正社員) 16時間45分, パートタイム労働者6時間29分**

常用労働者(正社員)の1か月の所定外労働時間の平均は、16時間45分(前年16時間47分)となっている。(図13)

産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」が最も長く30時間57分となっている。一方、「医療、福祉」では6時間7分と短くなっている。

パートタイム労働者の1か月の所定外労働時間は、平均6時間29分(同6時間57分)となっている。(図14)

図13 1か月の所定外労働時間常用労働者  
 (正社員)  
 (N= 481・事業所割合)

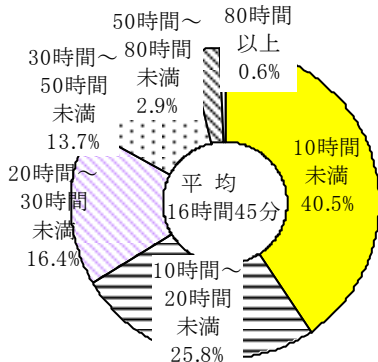
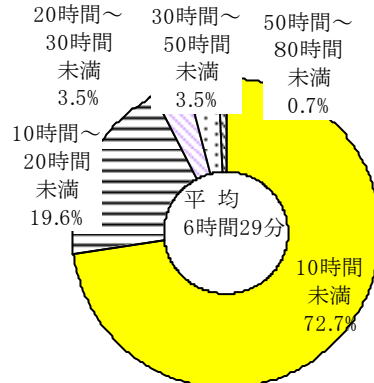


図14 1か月の所定外労働時間  
 (パートタイム労働者)  
 (N= 143・事業所割合)



## 1.1 変形労働時間制

**1年単位の変形労働時間制 49.0%，裁量労働制 2.9%**

変形労働時間制等について調査したところ、「1年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の49.0%（前年49.3%）、「1か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は41.3%（同41.6%）、「フレックスタイム制」を実施している事業所は11.5%（同8.2%）、「裁量労働制」を実施している事業所は2.9%（同4.0%）であった。

また、「事業場外労働のみなし労働時間制」を実施している事業所は8.0%（同4.7%）であった。

「製造業」「建設業」では、「1年単位の変形労働時間制」を採用している割合が高く、「宿泊業，飲食サービス業」では、「1か月単位の変形労働時間制」を、「不動産業，物品賃貸業」では「フレックスタイム制」を、「情報通信業」では、「裁量労働制」と「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用する事業所の割合が高い。

表 1.1 変形労働時間制の実施状況（N=576・複数回答）

（単位：%）

		1年単位の 変形労働時間 制	1か月単位の 変形労働時間 制	1週間単位の 変形労働時間 制	フレックス タイム制	裁量労働制	事業場外労働のみなし 労働時間制
全 体		49.0	41.3	1.7	11.5	2.9	8.0
産 業 分 類	建設業	78.0	14.6	0.0	9.8	2.4	2.4
	製造業	80.8	19.2	1.9	11.5	5.8	9.6
	情報通信業	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	25.0
	運輸業，郵便業	51.4	48.6	5.7	5.7	0.0	2.9
	卸売業，小売業	49.3	30.4	4.3	15.9	2.9	24.6
	金融業，保険業	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	50.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	44.4	11.1	0.0	33.3	11.1	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	19.0	81.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	44.4	44.4	0.0	22.2	0.0	11.1
	教育，学習支援業	60.0	26.7	0.0	6.7	13.3	6.7
	医療，福祉	17.7	77.4	0.0	0.0	0.0	1.6
	サービス業	50.0	33.3	0.0	38.9	0.0	0.0
	その他	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規 模 分 類	10～29人	69.7	28.9	3.9	2.6	1.3	0.0
	30～99人	64.4	29.9	0.0	3.4	3.4	6.9
	100～299人	28.4	55.2	1.5	16.4	1.5	4.5
	300人以上	36.1	49.6	1.7	20.2	4.2	16.0

## 1 2 週休制度

**完全週休2日制 64.0%，隔週又は月2回の週休2日制 15.0%**

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制」を実施している事業所の割合が64.0%（前年61.8%）と最も多く、次いで「隔週又は月2回の週休2日制」が15.0%（同18.0%）となっている。

産業別では、「情報通信業」と「金融業、保険業」は「完全週休2日制」が100%の導入率となっている。また、「建設業」と「宿泊業、飲食サービス業」は、他の業種に比べて「完全週休2日制」を実施している割合が低くなっている。

企業規模別としては、規模が大きくなるほど「完全週休2日制」の導入率が高くなっている。

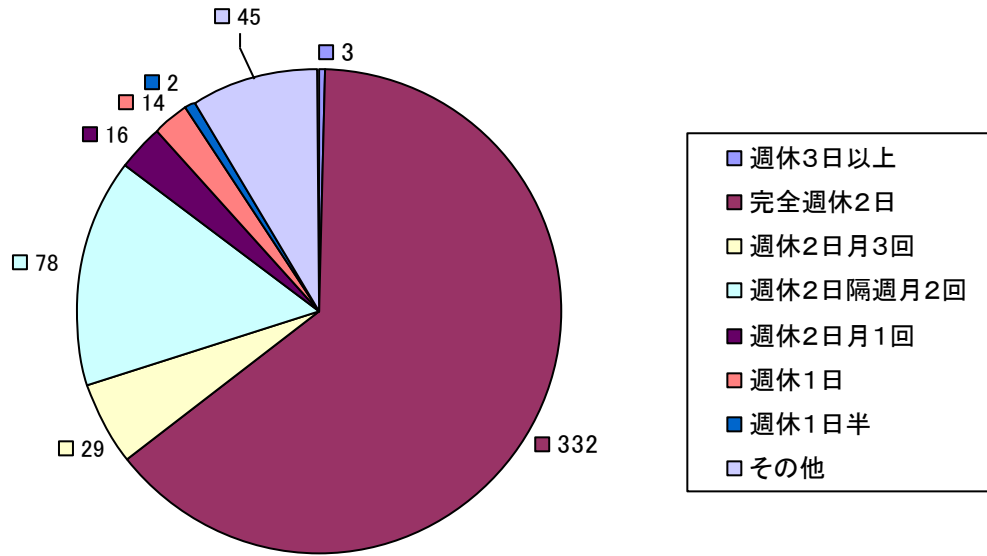
（表12、図15）

表12 週休制の実施形態（N=578・事業所割合）

（単位%）

		採用なし	採用あり	完全週休2日 以上	1日以上 2日未満
全 体		9.9	90.1	64.6	26.7
産 業 分 類	建 設 業	1.6	8.7	36.0	58.0
	製 造 業	1.6	12.1	52.9	31.4
	情 報 通 信 業	0.0	1.6	100.0	0.0
	運輸業、郵便業	1.9	7.3	53.7	41.4
	卸売業、小売業	0.7	19.0	60.9	26.4
	金融業、保険業	0.2	3.1	100.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.2	1.4	50.0	37.5
	学術研究、専門・技術サービス業	0.0	3.5	80.0	15.0
	宿泊業、飲食サービス業	0.9	3.6	42.9	57.1
	生活関連サービス業、娯楽業	0.3	2.2	92.3	7.7
	教育、学習支援業	0.2	3.8	81.8	13.7
	医療、福祉	2.1	15.4	73.8	13.7
	サービス業	0.3	7.3	81.0	16.6
	そ の 他	0.0	1.2	85.7	14.3
規 模 分 類	10～29人	3.1	22.1	48.4	46.0
	30～99人	2.9	19.7	55.3	32.4
	100～299人	1.2	16.8	66.0	21.6
	300人以上	2.6	31.5	80.7	12.7

図15 週休制の実施形態(N = 578・単位:事業所)



### 1 3 年次有給休暇制度

**年次有給休暇の平均取得日数（率）は 8.5 日（29.2%）**

平成30年度（1年間）の常用労働者（正社員）の年次有給休暇の平均取得日数は、8.5日（前年8.0日）で、平均取得率は、29.2%（同27.6%）となっている。

取得率では、「サービス業」が40.5%（同28.7%）と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が35.6%（同29.8%）となっている。

パートタイム労働者の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は19.7日（前年19.1日）、8.2日（同7.8日）、41.7%（同40.9%）となっている。（表13）

表13 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N=535、パートタイム労働者N=271）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
全 体		29.2	8.5	29.2	19.7	8.2	41.7
産 業 分 類	建設業	24.8	8.5	34.2	15.3	9.4	61.7
	製造業	29.0	9.3	32.1	19.9	9.9	49.7
	情報通信業	29.1	9.9	34.0	15.8	5.3	33.3
	運輸業、郵便業	28.9	7.3	25.5	21.2	5.6	26.3
	卸売業、小売業	31.0	7.0	22.7	22.9	8.5	37.0
	金融業、保険業	30.6	7.8	25.5	12.5	9.0	72.0
	不動産業、物品賃貸業	29.5	10.5	35.6	18.0	5.5	30.6
	学術研究、専門・技術サービス業	30.4	10.5	34.7	20.3	9.8	48.1
	宿泊業、飲食サービス業	25.1	5.1	20.3	16.5	4.3	26.2
	生活関連サービス業、娯楽業	29.0	7.4	25.5	21.9	8.5	38.6
	教育、学習支援業	30.5	8.7	28.6	16.9	9.0	53.3
	医療、福祉	29.1	8.7	30.0	17.9	7.4	41.4
	サービス業	30.8	12.5	40.5	23.3	13.7	58.6
その他	32.6	11.3	34.6	25.0	9.5	38.0	
規 模 分 類	10～29人	25.8	8.2	31.9	18.1	7.8	43.1
	30～99人	28.4	8.8	30.9	18.0	7.6	42.0
	100～299人	30.6	8.1	26.3	20.0	8.2	41.0
	300人以上	31.4	8.8	28.2	21.5	8.9	41.2

## 1.4 多様な休暇制度

**妻が出産した場合の夫の休暇：64.9%は有給休暇，9.9%は無給休暇**

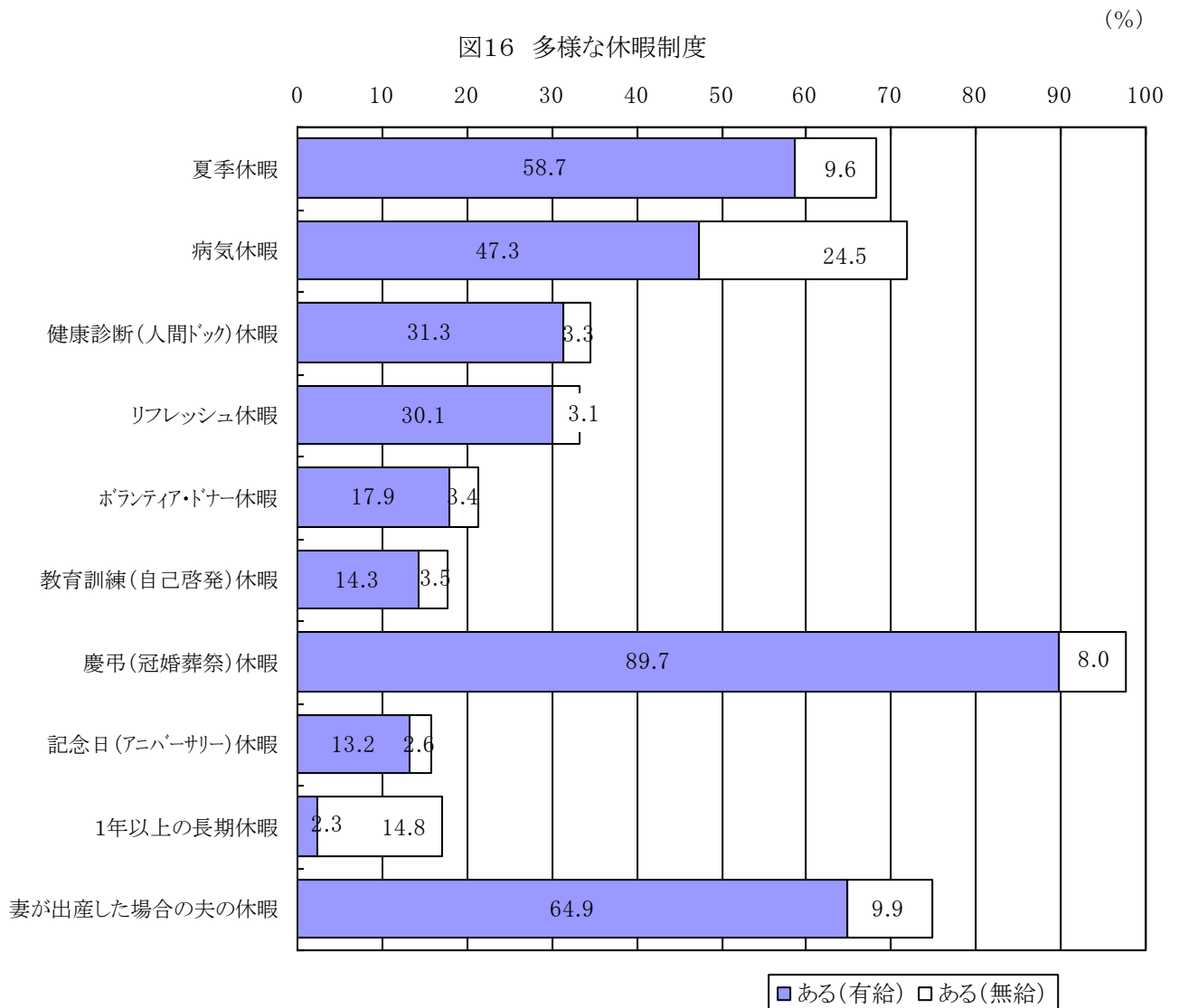
従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について，本調査では有給無給別に調査した。

「リフレッシュ休暇」は，33.2%で導入している。

「夏季休暇」は，68.3%で導入しており，有給としている割合は58.7%となっている。

「病気休暇」は，71.8%で導入しており，有給としている割合は47.3%となっている。

一方，健康診断休暇のない事業所の割合は65.4%となっている。（図16）



## 1.5 中途採用

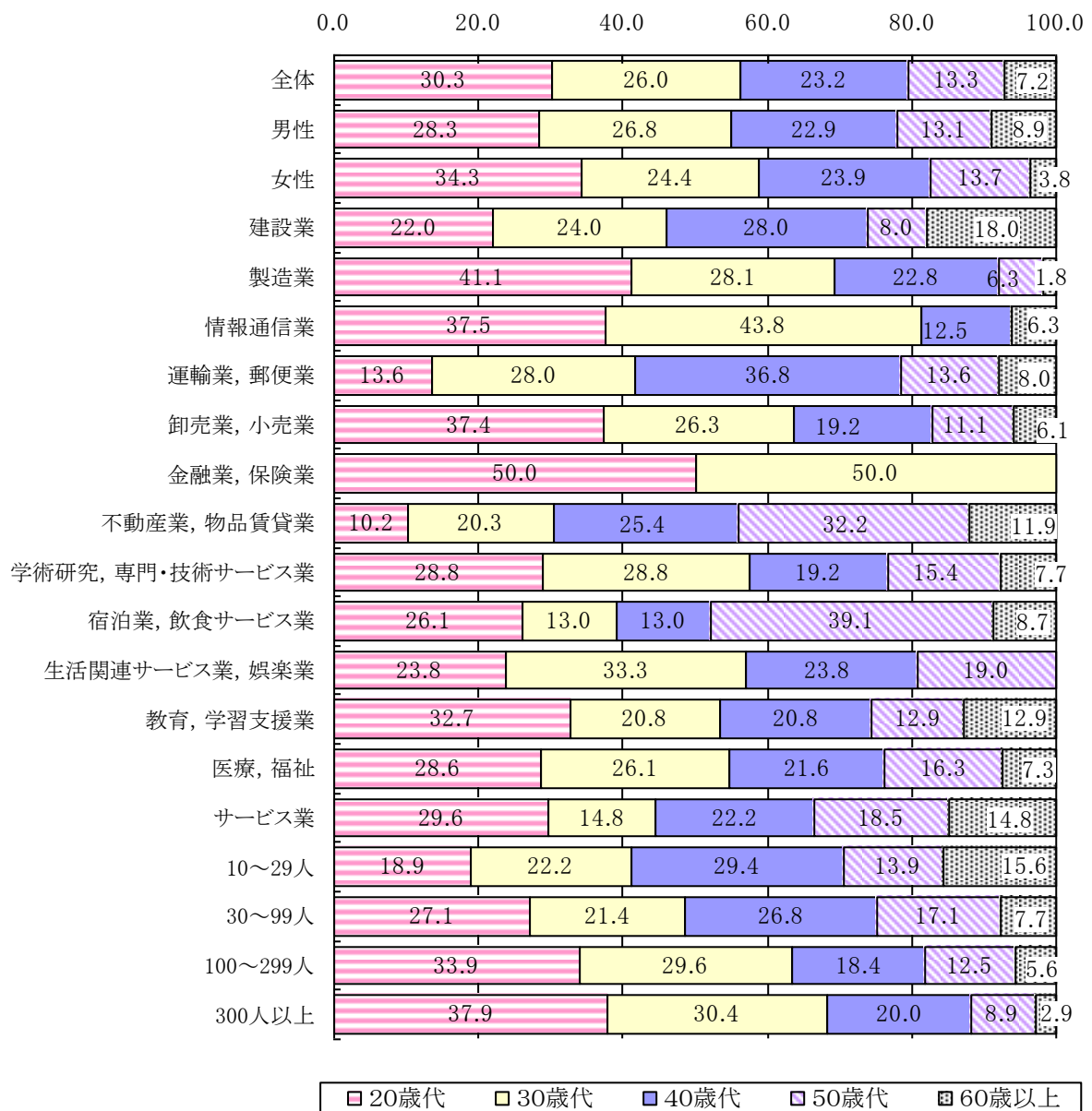
### 40歳代以上の中途採用者は43.7%

平成30年度（1年間）に正社員として中途採用した従業員を年代別にみると、20歳代が30.3%、30歳代が26.0%、40歳代が23.2%、50歳代が13.3%、60歳以上が7.2%となっている。

中途採用を実施した事業所の割合は44.5%（前年42.2%）となっている。

1事業所あたりの中途採用人員では、「教育、学習支援業」が9.2人、次いで「不動産業、物品賃貸業」が8.4人と多い。「宿泊業、飲食サービス業」では、50歳代以上の採用割合が高いが、「金融業、保健業」については、40歳代以上の採用がない。（図17）

図17 中途採用の状況(N=1,115・労働者割合) (%)





## 16 定年制度

### 定年制度がある事業所は97.4%

定年制度があるとした事業所は97.4%（前年96.0%）であった。  
 定年年齢では、60歳が69.7%、65歳未満が8.7%、65歳以上が21.6%となっている。  
 事業所別では、「生活関連サービス業、娯楽業」で「65歳未満」の割合26.7%と高く、「65歳以上」の割合では、「宿泊業、飲食サービス業」と「生活関連サービス業、娯楽業」が共に40.0%と高くなっている。（表14）

表14 定年制度と定年年齢

		定年制度(N=580)									
		なし		あり		定年年齢					
						60歳		65歳未満		65歳以上	
		事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)
全 体		15	2.6	565	97.4	394	69.7	49	8.7	122	21.6
産 業 分 類	建設業	6	10.3	52	89.7	30	57.7	7	13.5	15	28.8
	製造業	0	0.0	80	100.0	62	77.5	5	6.3	13	16.3
	情報通信業	0	0.0	9	100.0	7	77.8	0	0.0	2	22.2
	運輸業、郵便業	2	3.8	51	96.2	29	56.9	8	15.7	14	27.5
	卸売業、小売業	2	1.8	112	98.2	88	78.6	4	3.6	20	17.9
	金融業、保険業	0	0.0	19	100.0	18	94.7	0	0.0	1	5.3
	不動産業、物品賃貸業	0	0.0	9	100.0	5	55.6	1	11.1	3	33.3
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0	20	100.0	15	75.0	1	5.0	4	20.0
	宿泊業、飲食サービス業	2	7.4	25	92.6	14	56.0	1	4.0	10	40.0
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0	15	100.0	5	33.3	4	26.7	6	40.0
	教育、学習支援業	0	0.0	23	100.0	13	56.5	4	17.4	6	26.1
	医療、福祉	3	2.9	99	97.1	65	65.7	11	11.1	23	23.2
	サービス業	0	0.0	44	100.0	37	84.1	2	4.5	5	11.4
その他	0	0.0	7	100.0	6	85.7	1	14.3	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	13	8.8	135	91.2	84	62.2	12	8.9	39	28.9
	30～99人	2	1.5	128	98.5	83	64.8	15	11.7	30	23.4
	100～299人	0	0.0	105	100.0	77	73.3	7	6.7	21	20.0
	300人以上	0	0.0	197	100.0	150	76.1	15	7.6	32	16.2

## 1.7 高齢者雇用安定法への取り組み

### 雇用促進制度のうち「再雇用」は71.4%

定年制度がある事業所のうち、定年年齢到達者に対する雇用促進制度がない事業所は2.6%(16事業所)となっており、それを除く97.4%(前年97.8%)の事業所で何らかの高齢者に係る安定した雇用の確保の措置を講じている。主な内訳は、勤務延長が22.7%、再雇用が71.4%、再就職・再就職等が2.9%となっている。(表15)

表15 定年後の雇用促進制度

		定年制度(N=580)				
		定年後の雇用促進制度(複数回答)				
		勤務延長 (事業所)	再雇用 (事業所)	再就職 ・ 再就職 (事業所)	なし	
事業所数 (事業所)	構成比 (%)					
全 体		142	446	18	16	2.6
産 業 分 類	建設業	24	37	0	1	1.6
	製造業	20	61	0	3	3.6
	情報通信業	0	7	0	2	22.2
	運輸業、郵便業	16	37	1	0	0.0
	卸売業、小売業	21	94	6	1	0.8
	金融業、保険業	2	18	2	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	1	5	0	3	33.3
	学術研究、専門・技術サービス業	7	18	0	0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	10	17	0	0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	0	13	0	1	7.1
	教育、学習支援業	7	18	0	2	7.4
	医療、福祉	26	78	4	3	2.7
サービス業	8	37	1	0	0.0	
その他	0	6	4	0	0.0	
規 模 分 類	10~29人	53	87	4	7	4.6
	30~99人	46	92	0	3	2.1
	100~299人	13	94	1	1	0.9
	300人以上	30	173	13	5	2.3

## 18 退職者の状況

### 退職理由 男性、女性ともに「転職」

平成30年度（1年間）に退職した労働者の退職理由を調査した。

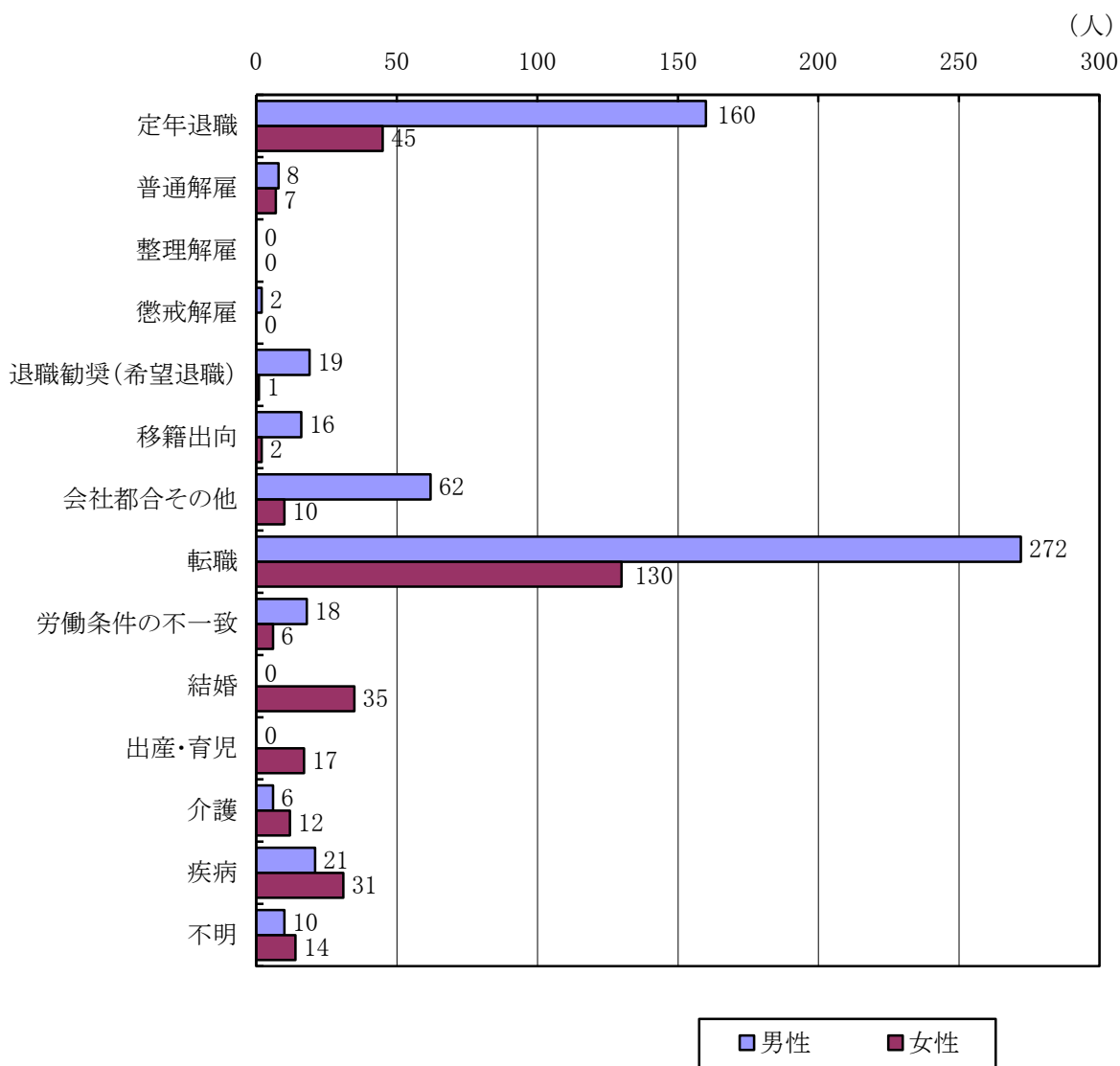
退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者の退職理由としては、「転職」が最も多く、次いで「定年」となっている。

女性労働者の退職理由でも、「転職」が最も多く、以下「定年」、「結婚」の順になっている。

(図18)

図18 平成30年度の理由別退職者数(N=1,635)



## 19 外国人労働者及び外国人研修生

### 外国人を受け入れている事業所は6.7%

外国人労働者等を受け入れている事業所は6.7%（前年9.8%）となっている。

産業別に見ると、「教育，学習支援業」が17.4%（同33.3%），次いで「不動産業，物品賃貸業」「宿泊業，飲食サービス業」が共に，11.1%（同6.3%，同14.3%）で割合が高い。

「外国人労働者」については「学術研究，専門・技術サービス業」が，「外国人研修生」については「製造業」が，1事業所当たりの平均人数が多い。（表16）

表16 外国人労働者及び外国人研修生（N=578・事業所割合）

		外国人労働者及び研修生の有無							
		いない (%)	いる (%)	外国人労働者（事業所，人）			外国人研修生（事業所，人）		
				事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均
全 体		93.3	6.7	30	140	4.7	11	60	5.5
産 業 分 類	建設業	94.8	5.2	2	4	2.0	1	6	6.0
	製造業	90.0	10.0	4	7	1.8	4	37	9.3
	情報通信業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	運輸業，郵便業	98.1	1.9	1	1	1.0	0	0	0.0
	卸売業，小売業	92.1	7.9	7	8	1.1	2	8	4.0
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	88.9	11.1	1	8	8.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	95.0	5.0	1	23	23.0	0	0	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	88.9	11.1	3	7	2.3	0	0	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教育，学習支援業	82.6	17.4	4	70	17.5	0	0	0.0
	医療，福祉	96.0	4.0	3	3	1.0	2	4	2.0
	サービス業	90.9	9.1	3	6	2.0	1	2	2.0
その他	85.7	14.3	1	3	3.0	1	3	3.0	
規 模 分 類	10～29人	97.3	2.7	4	14	3.5	0	0	0.0
	30～99人	89.9	10.1	9	15	1.7	6	24	4.0
	100～299人	94.2	5.8	5	27	5.4	1	24	24.0
	300人以上	91.9	8.1	12	84	7.0	4	12	3.0

## 20 障害者の雇用

### 障害者を雇用している事業所は33.7%

障害者を雇用している事業所は全体の33.7%（前年29.4%）となっている。

産業別では、「生活関連サービス業、娯楽業」が46.7%（同12.5%）と最も割合が高く、次いで「製造業」が41.3%（同31.7%）となっている。

規模別では、「56～99人」の事業所が45.5%と最も高い。（表17、図19）

表17 障害者の雇用状況（N=576）

		障害者の雇用状況(事業所, %)			
		雇用していない		雇用している	
		事業所数	構成比	事業所数	構成比
全 体		382	66.3	194	33.7
産 業 分 類	建設業	40	69.0	18	31.0
	製造業	47	58.8	33	41.3
	情報通信業	8	88.9	1	11.1
	運輸業, 郵便業	33	62.3	20	37.7
	卸売業, 小売業	78	69.0	35	31.0
	金融業, 保険業	18	94.7	1	5.3
	不動産業, 物品賃貸業	6	66.7	3	33.3
	学術研究, 専門・技術サービス業	14	70.0	6	30.0
	宿泊業, 飲食サービス業	19	70.4	8	29.6
	生活関連サービス業, 娯楽業	8	53.3	7	46.7
	教育, 学習支援業	17	73.9	6	26.1
	医療, 福祉	63	63.0	37	37.0
	サービス業	27	62.8	16	37.2
	その他	4	57.1	3	42.9
規 模 分 類	10～29人	125	84.5	23	15.5
	30～55人	51	79.7	13	20.3
	56～99人	36	54.5	30	45.5
	100～299人	63	60.6	41	39.4
	300人以上	107	55.2	87	44.8

図19 障害者を雇用している事業所の推移

